

西栗倉村農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 元年 9月24日(火) 午後7:00 ~

2. 開催場所 西栗倉村役場第一会議室

3. 出席委員

| | |
|----|---------|
| 委員 | ○ 草刈弘幸 |
| | ○ 上山光重 |
| | ○ 神原秀吾 |
| | ○ 萩原眞壽雄 |
| | ○ 井上誠 |
| | ○ 高木宣美 |
| | ○ 小椋義宣 |
| | ○ 春名義昭 |
| | ○ 春名昌美 |
| | ○ 青木英隆 |
| | ○ 新田 茂 |
| | ○ 野々上良弘 |

4. 議事日程

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 基盤強化法第19条に係る利用権の設定について

5. 農業委員会事務局職員

| | |
|------|-------|
| 事務局長 | 上山 隆浩 |
| 事務員 | 藤川 達也 |

事務局長

それでは、9月の農業委員会を始めさせて頂きたいと思います。会長よろしくお願ひします。

会長

こんばんは。非常にいろんな天候の関係で長かったのか、やっと終わりの方に近づいております。田んぼの稲刈りの方も終わってきているようです。天候は非常に集中豪雨とか各地区の情報がきておりますけど、去年西栗倉も大きな被害がありましたが、大きなことも無くこの秋が終わっていくことは、我々の地域ではよかったのではないのでしょうか。これから先いろいろと後片づけがあるとおもいますが、ケガの無い作業をきてもらって、2.3日前に狩りはらい機で足を切ったとききました。西栗倉であります。そういうことで作業中に大きな機械を使われる方もいらっしやると思います。非常に気をつけてやっていただきたいと思います。今日の審議をよろしくお願ひします。それでは、議題にそって審議

していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から議題に入らせて頂きます。よろしくお願いいたします。

事務局

失礼します。資料2ページ目をお願いします。

議案第1号

農地法第5条による許可申請書についてです。

土地の所在地は、

西栗倉村大字大茅 [REDACTED] 登記地目 田 面積 [REDACTED] m²

大字大茅 [REDACTED] 登記地目 田 面積 [REDACTED] m²

譲受人 [REDACTED] 氏 [REDACTED]

譲渡人 [REDACTED] 氏

転用目的は キャンプ場の遊戯広場 です。

3ページが大茅 [REDACTED] の申請書になります。

土地の購入対価は、40万円です。

4ページは転用の事由です。

5ページは譲渡人の住民票となります。

6-8ページが登記記録、

9ページが申請のあった土地の位置図になります。

10-11ページが申請地の地籍図

12-13ページは転用にかかる譲受人の資金調達計画を証する書類です。

14ページが被害防除計画です。

15-16ページは行政書士への委任状となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

委員

これは、大海里の [REDACTED] さんの所です。ちょっと問題があったところですが、これほとんど作ってなかった格好にみえます。本人に聞いたらこういう事です。ということです。おられないし、電話に出られない、結局パチンコ屋まで追いかけてきました。で、場所は大海里ですけどほとんどキャンプ場になっております。 [REDACTED] と書いてありますが、この人もここに売っておられます。川と道との間はすべてこの人が占領されております。そういうことなのでよろしくお願いいたします。

会長

この案件で何かありますか??

委員

農振農用地外ならすぐに転用できるのですか?

事務局

今回のように農業委員会で通れば可能だと思います。

委員

農振地域だったら外さなければいけないのだろうけど、農振農用地外ならかなり簡単なのか？ある程度融通がきくのか？

事務局

農振地の方は、村からもこの田んぼは守って行くようにしましょうと農振地計画をたてて県との共用してって形のものなので、原則として田んぼとしてあるような、農用として使って下さいという感じになると思いますが、農地法の方は農業委員会で意義がないという形であれば大丈夫です。

委員

もう一つ農振地だったら10年だったかな？県の見直しが？何年おきだったかな？

事務局

計画の見直しが10年スパンだったと思います。

委員

10年な。その前に申請して外してもらえれば、計画から外れれば大丈夫ってことですね。

事務局

農振地に指定をされていても、そこでないといけないという理由ができれば1年程度かかりますけども、できないことはないです。ただ、そこでないといけない理由が結構高い。

委員

ここも農振地から外そうか？言っていたところかな？

事務局

ここは外しています。平成29年度に見直しを行っていきまして、そのタイミングで外しています。

会長

雑種地みたいに外れているところだな。ほかに皆さんは？

事務局

手前は■■■■さんになっていますけど、今年の2月に審議してもらいました。

委員

全体的にそういう事業をしていると言う事ですね。

委員

村は全く関係してないのか？

事務局

関係してないです。

委員

何か、旬の里で飯とかもかかわってないのか？

事務局

あわくらんどかどちらかでお土産を買ったりしています。お風呂も、あわくら荘もダメで黄金泉もダメで、愛の村もダメで、灯油価格が高いときは入りに行つて、灯油価格が安いときは自社でやるという格好です。子供たちつてやっぱり脱衣場で遊んだり暴れたりするじゃないですか。それは一般のお客様に言われていたみたいです。

会長

大いに利用してもらって西栗倉にお客さんをつれてきて欲しいですね。他に何かありますか。それでは次の案件に。

事務局

議案第2号

基盤強化法第19条（農業経営基盤強化促進法）に係る利用権の設定についてです。

17ページをご覧ください。

今月は5件の申請が届いておりますが、借受人は同一の耕作者となりますので、一括してご説明させていただきます。

申請番号17番からご覧ください。

利用権の設定をうける者 西栗倉村影石 [REDACTED] 氏

利用権の設定をする者 岡山県美作市榎原 [REDACTED] 氏

利用権の設定をする土地の所在

| | | | | | |
|------|------------|------|---|----|---------------------------|
| 大字筏津 | [REDACTED] | 現況地目 | 田 | 面積 | [REDACTED] m ² |
| 大字知社 | [REDACTED] | 現況地目 | 田 | 面積 | [REDACTED] m ² |
| 大字知社 | [REDACTED] | 現況地目 | 田 | 面積 | [REDACTED] m ² |
| | [REDACTED] | 現況地目 | 田 | 面積 | [REDACTED] m ² |
| | [REDACTED] | 現況地目 | 田 | 面積 | [REDACTED] m ² |
| | [REDACTED] | 現況地目 | 田 | 面積 | [REDACTED] m ² |
| | [REDACTED] | 現況地目 | 田 | 面積 | [REDACTED] m ² |
| | [REDACTED] | 現況地目 | 田 | 面積 | [REDACTED] m ² |

利用権の再設定となります。作付けの内容は水稲です。

契約期間は、令和元年9月24日～令和11年3月31日までの約9年6ヶ月間です。

借賃は無償で、使用貸借権の設定になります。

20、21ページが利用権の申請書です。

利用権設定をうける者の農業経営状況については中ほど3番に記載しております。

22から24ページに申請地の地籍図を添付しておりますので、ご参照ください。

引き続きご説明します。17ページ、申請番号18番をご覧ください。

利用権の設定をうける者 西栗倉村影石 [REDACTED] 氏

利用権の設定をする者 大阪府大阪市東成区深江北 [REDACTED] 氏

利用権の設定をする土地の所在

大字影石 [redacted] 現況地目 田 面積 [redacted] m²
[redacted] 現況地目 田 面積 [redacted] m²

利用権の再設定となります。作付けの内容は水稻です。

契約期間は、令和 元年9月24日～令和11年3月31日までの約9年6ヶ月間です。

借賃は無償で、使用貸借権の設定になります。

25ページが利用権の申請書です。

利用権設定をうける者の農業経営状況については中ほど3番に記載しております。

26ページに申請地の地籍図を添付しておりますので、ご参照ください。

引き続きご説明します。18ページ、申請番号19番をご覧ください。

利用権の設定をうける者 西粟倉村影石 [redacted] [redacted] 氏

利用権の設定をする者 兵庫県佐用郡佐用町横坂 [redacted]
[redacted] 氏

利用権の設定をする土地の所在は、

大字筏津 [redacted] 現況地目 田 面積 [redacted] m²
大字知社 [redacted] 現況地目 田 面積 [redacted] m²

利用権の再設定となります。作付けの内容は水稻です。

契約期間は、令和 元年9月24日～令和11年3月31日までの約9年6ヶ月間です。

借賃は無償で、使用貸借権の設定になります。

27ページが利用権の申請書です。

利用権設定をうける者の農業経営状況については中ほど3番に記載しております。

28ページに申請地の地籍図を添付しておりますので、ご参照ください。

引き続きご説明します。18ページ、申請番号21番をご覧ください。

利用権の設定をうける者 西粟倉村影石 [redacted] [redacted] 氏

利用権の設定をする者 西粟倉村知社 [redacted] [redacted] 氏

利用権の設定をする土地の所在は、

大字知社 [redacted] 現況地目 田 面積 [redacted] m²
[redacted] 現況地目 田 面積 [redacted] m²
[redacted] 現況地目 田 面積 [redacted] m²
[redacted] 現況地目 田 面積 [redacted] m²
[redacted] 現況地目 田 面積 [redacted] m²

利用権の再設定となります。作付けの内容は水稻です。

契約期間は、令和 元年9月24日～令和11年3月31日までの約9年6ヶ月間です。

借賃は無償で、使用貸借権の設定になります。

29ページが利用権の申請書です。

利用権設定をうける者の農業経営状況については中ほど3番に記載しております。

30、31ページに申請地の地籍図を添付しておりますので、ご参照ください。

引き続きご説明します。19ページ、申請番号22番をご覧ください。

利用権の設定をうける者 西栗倉村影石 [REDACTED] [REDACTED] 氏
利用権の設定をする者 西栗倉村長尾 [REDACTED] [REDACTED] 氏

利用権の設定をする土地の所在は、

大字長尾 [REDACTED] 現況地目 田 面積 [REDACTED] m²
[REDACTED] 現況地目 田 面積 [REDACTED] m²

利用権の再設定となります。作付けの内容は水稻です。

契約期間は、令和元年9月24日～令和11年3月31日までの約9年6ヶ月間です。

借賃は一筆あたり1俵の物納で、賃貸借権の設定になります。

32ページが利用権の申請書です。

利用権設定をうける者の農業経営状況については中ほど3番に記載しております。

33ページに申請地の地籍図を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

委員

全部言っていたらきりがないので、よろしくお願ひします。

委員

[REDACTED]さんところは相続していないのかな？

委員

[REDACTED]はしていないのだろう？

委員

[REDACTED]さんだけではいけないような気がするけど・・・。

委員

権利設定としては税の関係になりますけど。

委員

納税者が管理者みたいな

委員

納税者 [REDACTED] だろう。

委員

売買と違うのかな？

委員

売買は兄弟の印鑑いるのかな？

委員

私はよう兄弟の印鑑をくれと言われました。

委員

美作市などと言われるので、利用権設定でも兄弟のハンコがいるって。

会長

厳密になるとそうなのでしょうけど。

委員

登記をちゃんとするようにすすめるのがほんまじゃな。

委員

そっちの方が先じゃな。

委員

知社の■■■■さんもそうじゃな。

委員

■■■■さんもか？■■■■さんになっとるか？

委員

これ図面の方が変わっているのか？

事務局

こちらの方が本当です。登記では■■■■さんです。

12月31日までで、1月1日が変わるんですけどその間は表示されたままですが、■■■■さんと■■■■さんの場合はこれのままです。

委員

でも、登記的なことはちゃんとしてほしいな。

委員

それは個々じゃな。

委員

■■■■君その辺をちゃんと言ってください。

委員

言いにくいな。

委員

■■■■さんなんかも見かけたら言ってみて。

委員

おおたら言うちやる。強制はせんで。

委員

強制はせんでええけど、話だけはしていって、農地の方はよろしくをお願いします。

【報告事項】

◎報告：天神橋災害復旧に係る農地の部分転用について（別紙資料1）

→国道から引谷への入り口部分にあたる、天神橋の災害復旧工事が行われます。

これに伴い、迂回路として村道長尾線の一部区間が使用されることとなり、一時的な拡幅が行われます。その際に、農地の一部が埋め立てされることとなります。

原則、農地の転用については農業委員会の許可が必要ですが、非常災害にかかる応急措置・復旧措置に関して、許可を要しない特例的な取扱が設けられています。

今回の工事は、平成30年7月豪雨災害に伴うものとして、農業委員会の転用許可を要しない取扱となっておりますのでご了承ください。

年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員
